

# 官公需法に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

平成27年8月  
中小企業庁

創業間もない新規中小企業者の受注機会の増大を図る等のため、官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）を改正。今般、同法第4条に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、法改正の内容を反映し、閣議決定。

## 1. 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

### (1) 中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

	平成26年度実績	平成27年度目標
官公需総額	7兆4,278億円	7兆2,388億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆9,211億円	3兆9,568億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	52.8%	54.7%

(参考) 官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%。

### (2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約の目標【新規】

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ、3年間で倍増とするよう努める。

## 2. 平成27年度に新たに講ずる主な措置

### (1) 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

- ① 新規中小企業者への配慮  
入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積先に含める、等に配慮する。
- ② 中小企業基盤整備機構の情報提供業務に関する措置  
新規中小企業者の商品・サービス等を登録する「ここから調達サイト」を開発・運営し、情報の活用を図る。
- ③ 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮  
新規中小企業者調達推進協議会の活用、受注事例の把握・提供。

### (2) 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

基本方針に即して、速やかに契約の方針を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備する。